

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 JUN (Vol.85)

CONTENTS

海外拠点ニュース トレーニー出向先紹介	2
株式会社中国銀行 ベトナムトレーニー 石田 尚之	
新興国ニュース 第 85 回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい <第 11 回> ベトナムの飲食店進出事情 ～日本飲食店のベトナム・ハノイへの進出、その成功の秘訣とは～	8
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director	
社会保険労務士 山本 真佑氏	
新規赴任者のためのタイ会計税務①	11
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
意外と知らないインドネシアのレストラン税とサービス料	13
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
グローバルサービスハブ	15
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
香港のドローン事情と九龍城	17
香港マイツビジネスコンサルティング	
注意喚起！中国駐在員の個人所得税や、社会保険にかかる規定及び実務的な留意事項、実務運用	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
～日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場情報」「新規進出企業のためになる情報」～	
【韓国の退職及び転職状況】	22
スターシアグループ (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	

株式会社 中国銀行

岡山県岡山市北区丸の内 1-15-20

香港支店

シンガポール支店

ニューヨーク駐在員事務所

上海駐在員事務所

バンコク駐在員事務所

TEL : 086-234-6539

cbk_hkbr@fr-chugin.jp

cbk_sgrep@fr-chugin.jp

cbk_ny@fr-chugin.jp

cbk_sh@fr-chugin.jp

cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

トレーニー出向先紹介

株式会社中国銀行

ベトナムトレーニー 石田 尚之

現在、中国銀行では海外拠点として2支店（香港・シンガポール）、3駐在員事務所（上海・バンコク・ニューヨーク）があり、自拠点以外ではベトナムへ外部トレーニーも派遣しています。各拠点では、既に進出されているお客さまやこれから進出を検討されているお客様の支援を行うべく、日々活動を行っています。

そこで今回はベトナムトレーニーの出向先及び日々の業務内容等についてご紹介いたします。

1. 出向先紹介

中国銀行では2018年よりベトナム国営銀行であるベトナム投資開発銀行（以下BIDV：Bank for Investment and Development of Vietnam JSC）のFDIバンキング部ジャパンデスク（ホーチミン市）へ国際部行員を派遣しています。

BIDVは1957年4月にハノイ本社にて設立され、現在ベトナムNo.1の総資産（約947億米ドル：2023年12月末時点）を誇る国営銀行です。支店・出張所は1,085拠点、従業員数は約28,000人とベトナム最大規模の銀行となっています。

FDIバンキング部ジャパンデスクは2013年11月に設立され、続いて同部内にコリアンデスク・チャイナデスク・アセアンプラスデスク・欧米デスクが設立されました。またジャパンデスクは昨年10周年を迎えております。

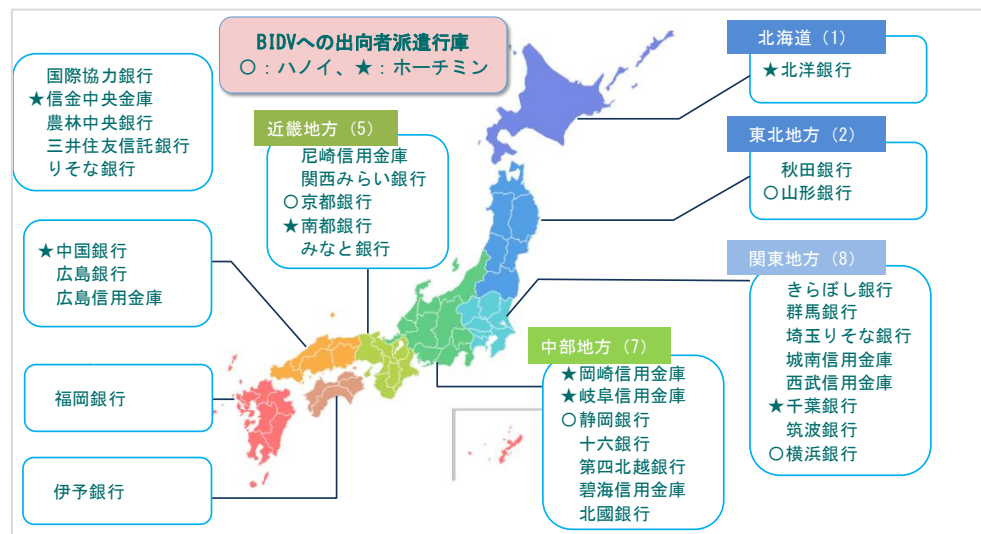
【BIDV オフィスビル外観】



（※2023年7月にFDI部オフィス移転）

ジャパンデスクでは日系企業約1,000社との取引を有しています。また現在33行庫の日系金融機関と業務提携を結んでおり、2024年4月時点では当行を含め業務提携先11行庫（ホーチミン7名、ハノイ4名）から出向者を受け入れしています。

【日系金融機関との業務提携】



（出典：BIDV 資料より抜粋）

2. 日々の業務について

BIDV へ出向しておりますが、BIDV の業務のみを行っているわけではなく中国銀行としての業務も行っております。

BIDV の業務としては BIDV 日系のお客さまへの提案やフォローとしてローカルスタッフとの帯同訪問やお客様からの BIDV 取引に対する問い合わせ対応やお客さま向け資料の翻訳（英語→日本語）等があります。特に BIDV の商品（口座開設、預金、送金、インターネットバンキング等）の提案について、ローカルスタッフと連携することが多くあります。また中国銀行の業務として、既進出のお客さまフォローやこれからベトナム進出・展開を検討されているお客様の支援を行っております。具体的には市場調査や仕入先・販売先のご紹介（マッチング業務）、現地アテンド対応などを行っています。着任以降、絶えず現地及び日本国内より様々なご相談をいただいております、ベトナムへの関心の高さを感じております。

3. トレーニーとして

2023 年 4 月よりトレーニーとして着任し、約 1 年 2 ヶ月が経過しました。現地で業務を行う中で、日本との違いを痛感することが多々あります。運用（実際の手続き）方法が不明確なまま法律が施行されることや、日本とのスピード感の差異（ベトナムは手続き等に時間を要する、スケジュール管理がルーズ）など、挙げればキリがありません。日本との違いゆえに、日系企業にとっては現地でのビジネスも一筋縄ではいかないことがあります。しかしながら、ベトナムは高い GDP 成長率、豊富な労働人口、勤勉な国民性など非常に魅力ある国であり、ビジネス機会が多いこともたしかです。ビジネスにおける違いを感じることは多いですが、それもベトナムの醍醐味と捉え、日々業務に取り組んでおります。

4. おわりに

今回はトレーニー出向先と業務内容についてご紹介させていただきました。

ベトナムへ既進出あるいは進出を検討されている日系企業は多く、日系金融機関においても多くの駐在員が常駐しているように、お客さま支援のためには非常に重要な拠点となっております。

今後も駐在員として現地のタイムリーな情報をお届けし、お客様サポートを行ってまいりたいと思っております。本記事がより一層、ベトナムへご関心を寄せていただくきっかけとなりましたら幸いです。ベトナムに関して、何かお困りの際にはお気軽にご相談ください。

以上



【写真左よりトレーニー石田・ジャパンデスクローカルスタッフのマインさん】

BIDV FDI 部ジャパンデスクホームチン

所在地：7th Floor, 24 Le Thanh Ton Street, Ben Nghe Ward, District1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445



新興国ニュース

第 85 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はマレーシア、インド、ミャンマーの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～マレーシア～

■ 8 月から始動！電子インボイス制度について

マレーシアでは電子インボイス制度が今年の 8 月から段階的に開始されます。

マレーシアにおける E-Invoice（電子請求書）は売り手、買い手の取引をデジタル表記するものです。従来の紙の請求書はもちろん、PDF 等の電子文書[Invoice, Credit Note, Debit Note]に代わる制度です。

内国歳入庁（IRBM）によって情報が瞬時に検証され保存されることにより改ざんから保護されます。

※2023 年に日本で導入されたインボイス制度とは異なる制度です。

〈対象〉

原則 B2B、B2C、B2G の全ての取引が対象

〈スケジュール〉

従来、発表されていたスケジュールよりも大幅な前倒しとなり、自社での導入準備および、取引先の状況に応じて電子インボイスに早めの対応を迫られる場合もあります。

- ・ 第 1 段階：2024 年 8 月 1 日
年間売上 RM1 億超の企業義務付け
- ・ 第 2 段階：2025 年 1 月 1 日
年間売上 RM5000 万超の企業義務付け

- ・ 第 3 段階：2025 年 1 月 1 日
年間売上 RM2500 万超の企業導入義務付け
- ・ 第 4 段階：2025 年 7 月 1 日
全企業導入義務付け

※年間売上は 2022 年の監査済み財務諸表をもとに判断。従来のスケジュールよりも 1 年以上前倒しとなり、全企業、これから進出する企業も含め来年の夏には導入必須です。そのため、各社スケジュールの見直しと早めの社内での情報共有が重要です。

〈注意点〉

- ・ スケジュールの決定後に納税者の売上高が変更した場合も、導入時期の変更はない。
- ・ 導入前の請求書は、電子インボイス化する必要はない。
- ・ 電子インボイスは現法、支店、駐在員事務所等の全ての取引で使用される。
(一部政府当局等は免除となる。)
- (特定の収入・支出（雇用収入・年金・慰謝料・奨学金）は対象外。)

〈発行される e-invoice の種類〉

①Invoice

売り手買い手の詳細、品目、数量、価格、税金、合計金額等の情報、海外からの購入の場合の自己請求書も含む

②Credit Note

売り手買い手双方の都合により、返品等を行う際の調整時に発行される。

③Debit Note

当初の Invoice の請求額に金額を追加する場合に発行される。

④Refund

製品・サービスの代金を支払った顧客が、返品やキャンセルをした場合に返金額を Refund Note に記します。



■ 電子インボイスの発行の流れ

マレーシアにて導入されるフレームワークは”Peppol”です。

世界的最も使用されている電子請求書のフレームワークで、欧米諸国、シンガポール、オーストラリア、シンガポール等の世界 20 カ国以上で使用されています。

電子インボイスの発行について、全納税者が利用可能な”My Invoice Portal”を使用するもしくは、アプリケーションプログラムインターフェース (API) による企業システムとの連携によって行います。

主な会計ソフト/ERP

SAP, ORACLE, IBM, SQL, ACCOUNTING, SAGE, abss, xero

「My Invoice Portal」を使う場合

- ・全納税者が自由に利用可能。
- ・統一フォーマットでの個別作成、複数の場合はスプレッドシートをアップロードすることで一括処理可。

- ・中小企業向け
- ・API 接続ができない企業を想定。

(注意点)

データ量の多い場合効率が悪い。

「アプリケーションプログラムインターフェース (API)」を使う場合

- ・API で会社システムと My Invoice システムを連携して直接データのやり取りを行える。

- ・大規模な納税者や取引の多い企業に適している (注意点)

- ・技術への先行投資と既存会計システムの調整が必須

・電子インボイス発行の流れ

①電子インボイスの発行

販売、取引が行われた場合、商品・サービスの提供者が電子インボイスを作成し、電子インボイスの検証・有効化のため My Invoice Portal もしくは API にて内国歳入庁 (IRBM) と共有。

②電子インボイスの有効化

IRBM の検証は即時に行われ、電子インボイスの必要基準を満たしていることを確認。

有効性が確認された後に、提供者は My Invoice Portal もしくは、API を通じて IRBM からの固有の識別番号を受け取る。

識別番号にて IRBM による追跡が可能。

請求書の発行し直しの減少が期待されます。

③電子インボイスの通知

IRBM は電子インボイスの有効性が確認された段階で、提供者と購入者の双方に My Invoice Portal もしくは API を通じて通知を行います。

④電子インボイスの共有

有効性が確認されたら、提供者は購買者に QR コードが埋め込まれた電子インボイスを共有する義務があります。

QR コードによって、My Invoice Portal で電子インボイスの状況が確認できます。

⑤キャンセル・拒否

電子インボイスの発行に際して、72 時間以内であれば、

- ・購買者による電子インボイスの拒否

- ・電子インボイスのキャンセル

(正当な請求拒否、キャンセル理由の添付が必要です)

⑥My Invoice Portal の作業

提供者、購買者は My Invoice Portal で電子インボイスの取引の概要を入手可能です。

(ただ、自社での取引情報の管理が原則です。)

※提供者は収入の証明として、電子インボイスの発行が必要

※買い手側がで電子インボイスを必要としておらず、従来のインボイスを作成する場合は、提供者



側が月次で連結取引請求書対応（Consolidates all receipts/bills/invoices）を IRBM へ提出する必要があります。

※購買者側が従来インボイスを使用しても、税務上の証憑とはなりません。

■電子インボイス、自己請求と経費請求の方法

自己請求のインボイスと従業員が経費を負担した際の処理についてです。

一般に、商品・サービスの販売者が購入者に対して、電子請求書の発行を行います。

電子請求書は、販売者に対しては収入の証明として、購入者にとっては経費の証明となりますが、以下の場合については、購入者側が販売者に代わって自ら電子請求書を発行するものとなります。

自己請求の電子インボイスは以下の取引について想定されています。

- ・代理店、ディーラーへの支払い
- ・外国の販売者によって商品・サービスが提供される場合（個人を含む）
- ・配当金の利益配分
- ・賭博及びゲームの勝者の支払い
- ・事業を行っていない個人からの商品・サービスの取得
- ・定期的に発行される明細書・請求書に記載される納税者への支払い/控除（リベートなど）
- ・利息の支払い

例）ABC 社が、田中さんから中古家具を購入する際、ABC 社は田中さんの代わりに自己請求の電子請求書を発行する必要があります。

電子請求書には、氏名、TIN（納税番号）、住所等の販売者側での詳細を把握するひつようがあります。

その後、IRBM（内国歳入庁）に検証申請を行います。

承認が完了した場合、自己請求の電子請求書は田中さんの収入証明及び、ABC 社の経費証明として機能します。

従業員が負担した経費について、電子インボイス制度の導入により従業員の経費請求の流れが変わります。

現在、従業員は経費請求書を雇用主に提出する際の経費の裏付け証憑（請求書・明細書・支払明細書など）を添付することが義務付けられていますが、電子インボイス制度導入後は以下のガイドラインに従うことが求められます。

①従業員は経費精算したい商品・サービスの提供者に、雇用主の名前で電子インボイスの発行ができるかどうかを確認する。

②雇用主に電子インボイスを発行することができる場合、雇用主に電子インボイスを発行するために、雇用主に詳細を提供する。

①が難しい場合には、提供者に従業員個人に対して電子インボイスを発行するためにの情報を従業員個人が提供者に提供する。

③電子インボイスをもとに従業員個人が支払いを行う。

④従業員は、有効の電子インボイスを補助書類として、雇用主に提出し、経費請求を行う。

電子インボイス制度については、今後も注視し、情報収集を継続していく必要があります。

～インド～

■ 所得税申告書に提出に関して

直接税中央委員会(CBDT) は、納税者が 2024 年 4 月 1 日以降、2024～25 年度の賦課年度の所得税申告書(ITR)を電子ポータルサイトで提出できるようになると発表しました。

納税者が使用する申告書フォームの、ITR-1、ITR-2、ITR-4 ITR-6 は、2024 年 4 月 1 日以降、



電子ポータル上でダウンロードが可能になるという点になります。

また納税者は2024年4月1日から電子申告ポータルで2024年から2025年度のITR-1、ITR-2、ITR-4、およびITR-6を申告できるようになります。

実際4月11日現在、2024～25年度の約23,000件のITRが現在までにすでに申請されている状況です。

他申告書のITR 3、ITR5、およびITR 7を提出する機能は間もなく利用可能になると言われています。

こちらは所得税局からの発表が別途あるかと存じます。

これら電子ポータルサイトを用いてシステム化されることに、納税者また企業にとって提出が簡素化され、スピーディーに対応できる事が期待されます。

しかし、まだ運営段階である為、システム上のエラーなどには留意してみていく必要があるかと存じます。

～ミャンマー～

■ ミャンマー男性の国外就労禁止令について

2021年のクーデター以降、ミャンマーを実行支配している国軍の組織SACは、2024年5月1日付で通達を発し、ミャンマー国籍の男性が国外から招聘を受けて出国し、就労することを一時的に禁止すると命令を下しました。

これは、2024年2月にSACが軍隊増強のため、2010年の徴兵法Conscription Lawを施行したことに関連していると考えられ、亡命のような形で国外へ出るミャンマー人男性に歯止めをかけるため、国外での就労を禁止したものとみられます。実際には、空港で出国手続きを止められるようなことはないようですが、既に新たな国外からの招聘の受付はできなくなっており、次の通達が出る

まで、出国は親族訪問などの名目のSocial Visitとしてしかできなくなっています。

「一時的に」という文言が使用されている点、どこまでこの体制が継続されるかは不透明ですが、国内ではこれにより徴兵を免除されることが難しくなっているとして、不安と混乱が広がっています。

なお、現状徴兵法の対象とされているのは男性のみで、年齢が18歳以上35歳以下、または高度技術人材（大学卒業でも該当すると考えられる）であれば45歳以下、とされています。

<続報>

上記、国外就労の禁止ですが、翌週に「国外就労の許可付与が再開された」という通達が流れました。

強い反発と国外出国を急ぐ国民の反応を受けて、国の側が対応を改めたものと考えられますが、そもそも国外就労を停止した意図も不明瞭であり、国民に混乱が広がっています。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先：f-info@tokyoconsultinggroup.com



ベトナムのいまとみらい

<第11回>

ベトナムの飲食店進出事情

～日本飲食店のベトナム・ハノイへの進出、その成功の秘訣とは～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本 真佑氏

ハノイの6月は雨期。気温も湿度も高いため、ついつい、外出したくないなと思ってしまいます。観光でお越しの際は、蒸し暑さと雨に対応できる服と紫外線対策、日本の夏を少し先取りした準備が必要になります。ご注意くださいね。

さて、これまでご支援してきた日本食レストランのハノイ1号店が、6月1日によりやくオープンの日を迎えました。このご支援を踏まえて、日本企業のハノイ進出、特に飲食店における進出事情をご紹介します。



日本食レストランのベトナム進出は以前から行われていましたが、最近ではホーチミンよりもハノイでの出店が目立ってきていると感じます。現地で長く飲食店進出を支援している方にお話を伺うと、ホーチミンは日本食レストランが既に乱立していることに加え、景気の停滞が顕著に表れていること、さらに賃料の高騰がその進出を阻んでいるとのことでした。

これに対しハノイも日本食レストランは多数あるものの、まだホーチミンほど飽和している状態ではなく、業態やメニューによってはオンリーワンになれる可能性があり、飲食店の進出はまさに今！なのかもしれません。



今回ご支援させていただいた日本食レストランは、ハノイにはまだないコンセプトを売りにしています。そのため、日本食レストランが多数進出している状況であっても、十分勝負できると予想しており、レストラン開店に関与してきた弊社メンバーも、オープンの日を大変楽しみにしていました。

とはいえベトナムにおける飲食店進出には多くの関門があります。以下、飲食店の進出をするうえでポイントを紹介します。

<外資規制について>

現在ベトナムでは外資企業による法人設立について、かなり厳しく規制をしています。なかでも最低資本金と店舗物件自体の消防法のコンプライアンス等は、かなり厳しく見られる傾向にあります。いざ物件を借り、法人設立の手続きを開始したにもかかわらず、物件の状態を理由に法人設立が認可されないという悲劇的なケースもあり得ます。必ず事前に審査に耐えうる物件か、資本金は準備できるかを、現地専門家と一緒に確認することが必要です。



<物件>

飲食業にとってロケーションは重要なポイントです。現地専門家や不動産会社の意見も参考に、好立地物件を根気よく探すことになります。また、ベトナムでは賃料が数年で10%以上上昇することもあり、それを見込んだ事業計画にしておくことも重要なポイントです。

なお、シェアオフィス等で法人設立をおこない、店舗物件が確定してからライセンス変更をするという方法もあります。この場合、現地法人から取引先への支払いが可能となることや、人材の採用を先行できるメリットがあります。



<内装>

ベトナム飲食店は、店舗デザインが想像以上に重要です。若者を中心に動画やSNS投稿が盛んなため、マーケティングにおいても内装は重要な役割を果たします。

また、消防法等、法令の制約が多くあるため、物件オーナーや内装会社との交渉が非常に重要となります。

なお、掲載の写真は、外装・内装工事前のものですが、今は素敵な日本食レストランになっています。

是非、直接見に来てください。



<人材の採用>

店舗スタッフの採用方法は、日本同様、人材紹介会社に依頼することが一般的です。また、SNSを活用する方法や、リファラル採用も可能です。ホールスタッフであれば店舗前に求人の張り紙をして募集をかける光景もよく見られます。

<人材教育>

オープン日までのオペレーション教育が、スタッフ育成の第一歩です。マニュアル等を用いて体系的に教育することが求められ、また、ベトナム人スタッフに合わせたカスタマイズが必要です。オペレーション教育の際に必ず壁となるのが言語の問題です。言葉だけではうまく伝わらないことを想定し、あらかじめ動画を準備しておくことが効果的です。

<現地プロモーションについて>

オープン前、そしてオープン後も現地でのプロモーション活動は必須です。現地無料雑誌への広告掲載やSNS、PRイベントなど各種メディア戦略が重要になります。ベトナムにおいてもSNSを活用したプロモーションとして、FacebookやInstagramが代表的です。ただし、近年若者の間ではTik Tokが強いため、コストがかかるもののインフルエンサーを活用した店舗PRは、かなり効果的な手法です。



いかがでしょうか、日本食レストランのベトナム進出を検討されるのであれば、ホーチミンだけではなくハノイでの選択肢もあることを覚えておいていただけたらと思います。

弊社では進出前の現地調査から物件の選定、店舗内装、食材の仕入れ、スタッフの募集・教育も含めたお店のオープン準備、その後の法人運営など、すべての段階でお客さまに寄り添ったご支援をおこなっています。

是非お気軽にお問合せください。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

新規赴任者のためのタイ会計税務①

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

この時期、タイに新しく赴任される方が多いため、今回はAsia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)より、新規赴任者のための「タイ会計税務①会計税務の制度、法人所得税について」をお届けいたします。

1. タイにおける会計制度及び会計基準

タイ国内に存するすべての企業は、タイ会計基準及び原則のもと、会計監査を受ける必要があります。また、監査済み財務諸表は決算日から 150 日以内に年次法人税申告書とともに提出する必要があります。会計監査と法人税申告が紐づいている形です。

タイの会計基準は以下の 2 つが存在し、それぞれ上場会社向け、非上場会社向けと企業に応じ適用する会計基準が異なります。大半の日系企業は非上場会社向け会計基準が適用されています。

・TFRS for PAEs (Thai Financial Reporting Standards for Publicly Accountable Entities)
上場会社及び金融機関などの公的説明責任を有する企業向け。

・TFRS for NPAEs (Thai Financial Reporting Standards for Non-Publicly Accountable Entities) 非上場会社向け。

上場会社向けの TFRS for PAEs は国際会計基準 (IFRS) に基づくものとなっている一方、TFRS for NPAEs では一部の会計基準について、簡便的な取り扱いや任意適用となっている項目が含まれています。例えば、税効果会計については適用が要求

されておらず、任意適用となっている点や、退職給付会計についても年金数理計算は要求されておらず、企業の最善の見積りで計上する形となっている点など、すべての企業が会計監査を受けるというタイ特有の制度設計を考慮し、一部の会計基準については簡便的な取り扱いとなっている点が特徴です。

2. タイにおける税務制度

タイにおける税体系は、法律である歳入 (Revenue Code) により定められており、勅令、省令・省告示、通達・告示にて詳細や具体的な記載がなされています。一方、タイ国外との取引における、各国との間で締結された租税条約も存在し、原則的にタイ国内法に優先して適用されます。

企業運営においてもっとも関連する租税種類としては、法人所得税、源泉税、及び付加価値税 (VAT) があります。源泉税や VAT については毎月の申告・納付が必要となるため、会計記帳のみならず税務申告作業についても経理領域では業務負荷が高くなっています。その他税金として、印紙税、貿易取引で生じる関税、不動産取引や貸付利息の受領に伴う特定事業税なども、業務に関連し生じる租税種類となります。

3. 法人所得税

タイでは法人の所得に対して課される税金は法人税のみとなっており、日本のように法人事業税や法人住民税はありません。小規模会社への優遇を除き、税率は 20% となっています。決算日後 150 日以内に法人税申告・納付を行う必要があります。

また、決算日より 6 か月後以降 2 か月以内に中間法人税申告を行う必要があります。こちらは、年間の課税所得を見積り、その所得の 1/2 相当の



法人税を納付するものとなっています。中間法人税申告における課税所得の見積り金額に対し、実績としての年間課税所得が大きく上回り、その乖離が25%以上となった場合には納税不足額に対し延滞税が生じます。ただし、「合理的な理由」がある場合には、この延滞税は課されないと規定されています。

具体的には、前事業年度の法人税納付額の半分以上を中間法人税申告時に納めた場合、この「合理的な理由」に該当するとされており、延滞税は生じません。反対に、中間法人税申告における課税所得の見積り金額に対し、実績としての年間課税所得が大きく下回り、中間申告時の納付額を下回る確定申告納税額となった場合には、法人税の過払いになってしまいます。

この過払い部分の返還を受けるためには還付請求を行う必要がありますが、タイでは税金種類に関わらず、還付請求を行った場合には税務調査となることが通例です。税務調査の結果によっては還付請求を行った金額が返還されないばかりか、追徴となってしまうケースもあり、実務上は還付請求を行うか否かについては、還付申請金額、税務調査時に各種説明が行える管理体制の強度、税務調査に対応する時間や人員コスト等を考慮の上、還付申請を行う判断が必要となります。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partnerは2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

意外と知らないインドネシアのレストラン税とサービス料

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

インドネシアには日本の消費税と同様の、付加価値税 (VAT) というものが存在します。最終消費者が負担する間接税の一種で、インドネシアでの物品の販売、サービスの提供、輸入などについて課税されるものです。インドネシアの VAT 税率は基本的に 11% で統一されていますが、一部物品等には異なる税率となっています。日本の消費税と異なる点は、「非課税の物品や非課税のサービスがある」ということです。

この基本的な 11% の付加価値税に含まれないものの一つとして、インドネシアにはレストラン税というものが存在します。大体同じくらいの税率ですので、皆さん大体の感覚で付加価値税という認識をしている方が多いイメージですが、実はこの飲食に係るレストラン税やサービス料というものには独自のルールが存在しています。

本稿ではインドネシアの付加価値税を紹介しつつ、意外と知らない飲食代に付加されるレストラン税とサービス料について紹介します。

PKP

インドネシアの付加価値税について知るには、PKP (Pengusaha kena pajak/ 付加価値税登録番号) を知っておく必要があります。簡単に言うとこの登録番号は VAT 課税業者になるための登録であり、「私たちの会社は VAT を納税します。」という証明のためのものになります。この PKP は企業にとっては申請しておいた方が良いでしょう。その理由は、仕入れで支払った VAT と売り上げた際に受領した VAT を、相殺して納税することが可能だからです。会社税務処理の負担は大きくなるものの、税務上は登録をする方がメリットがあると言えます。

VAT の納税

PKP の取得事業者は、取引ごとに領収書に当たるタックス・インボイス (Faktur Pajak) をもらっておき、仕入れで支払った VAT (インプット VAT) と客先から販売時に受領した VAT (アウトプット VAT) を相殺して納税額を決めます。

翌月末日までの月次計算で、アウトプット VAT の方が多ければ納税、インプット VAT の方が多ければ翌月繰り越し、会計税務期末の計算でなおインプット VAT が多い場合には年度末の月次計算の際に還付請求を行う事が可能です。

なお、輸入関税として課される VAT や、海外サービス提供を受けた対価として支払う VAT (自己申告 VAT) は、その都度国庫に納税するとともに、上記 VAT インアウトに含めることが可能です。

VAT 非課税物品

初めにお伝えしたように、インドネシアには非課税の物品やサービスが存在します。以下が VAT 免除となる物品、サービスの例です。

○非課税物品の例

- ・生活必需品 (米、トウモロコシ、大豆など)
- ・レストランやホテル、ケータリングによりサービスされる飲食物
- ・貨幣、有価証券、純金
- ・原油、天然ガスなどの燃料や鉱物資源

○非課税サービスの例

- ・公共サービス、医療・福祉サービス、郵便切手を使用した配達 サービス、金融・保険サービス、公共輸送、国際航空輸送、教育事業、宗教関連サービスなど

この中に含まれる【レストランやホテル、ケータリングによりサービスされる飲食物】について紹介します。



PB1

レストランやカフェ、バーや娯楽施設においては、PB1 という地方税が付加されます。地方税であることから、レストランにおける税率は州によって異なりますが、おおよそ 10% 前後となっています。その他、事業によっても税率は異なります。スパやディスコ、カラオケなどの娯楽は PB1 が 25% から 35% の間で税率が設定されている場合があります。

ちなみに首都ジャカルタではこの PB1 は 10% に設定されており、税率だけ見ると付加価値税の 11% よりも低いことが分かります。

また、実際にインドネシアの飲食店等でレシートを受け取った際に、VAT と表記された税金が徴収されていることが多々ありますが、これはレジや POS の便宜上そのように表記されているだけであり、実際は地方税の PB1 が付加されています。

実は自由設定のサービス料

上記のようにインドネシアの飲食店等で受け取ったレシートを見ると、PB1 とは別にサービスチャージなるものが記載されています。これは日本ではあまり馴染みないものかもしれませんが、欧米で言うところのチップのようなものが既に料金に含まれています。このサービスチャージは最大 10% という範囲の中で、レストラン側が自由設定することが可能です。レストランでの料金には実際の飲食代にこのサービスチャージが載せられ、そこから約 10% の PB1 が付加されます。なので、実際の飲食代金に最大で 21% (代金 = 飲食代金 * 1.1 * 1.11) が上乗せされるということになります。

インドネシアに駐在する日本人が行くようなレストランは、現地人が行くようなレストランよりも値段設定が比較的高めの場所が多く、比例してサービスチャージも高く設定されている場所が多いかと思えます。会計後に肌感よりもなんとなく高めだなと感じるのは、このサービスチャージが原因だということは少なくないはずです。

まとめ

日本では平成 12 年の 3 月末日まで、特別地方消費税というものが適用されていました。これはレストラン等での飲食時に、一人あたりの飲食金額が 7,500 円を超えると一般消費税のほかに 3% 課せられる県税 (地方税) でした。これは既に撤廃されており、日本での飲食時には、一般消費税のみが付加されるのが基本です。

日本でも飲食代金にサービス料が上乗せされる場合がありますが、消費税と地方税という点では、税率だけ見るとあまり違いのないのに見えますが、実質は全く別のものを納税しているということになります。

特にインドネシアでは源泉税にもそれぞれのサービスなどによって名前と税率が細かく分かれており、私生活や事業活動においてもこれらの税金について知ること、新たな面白い発見があるかもしれません。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3 Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！



グローバルサービスハブ

Kato Business Advisory Managing Director (マイツ

グループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 新インセンティブ/グローバルサービスハブ
- プリンシパルハブの後継インセンティブ

<グローバルサービスハブ>

N子：加藤さん、今日はどんなお話を聞かせて頂けるんですか？

加藤：はい。今日は久々に、2024 バジレットの続きをお話したいと思います。

N子：宜しくお願い致します。具体的にはどのようなお話ですか？

加藤：グローバルサービスハブについて、お話したいと思います。

N子：名称、長いですね。。

加藤：そうですね。これはプリンシパルハブの後継のインセンティブとして発表されたものなんです。

N子：プリンシパルハブっていうのも、あまりピンときてないんですが。。

加藤：プリンシパルハブを取得した日系企業はホントに少ないですからね。逆に言うと、取られた会社さんはすごいと思います。

N子：一言で言うと、どういうものなんですか？

加藤：まあ地域統括会社ですね。シンガポールなんかに対抗したものだと思います。昔からシンガポールに対抗して OHQ とか色々やってるんですが、あまり勝ててない感じですよね。

N子：そうですね。多国籍企業が、マレーシアにどんどん統括機能を移してるって感じではないですね。

加藤：そうなんですよ。

N子：で、どういうインセンティブですか？

加藤：このインセンティブを取れば、新会社の場合、ティア 1 なら税率 5%、ティア 2 なら税率 10% の優遇税率が適用になります（期間は 5 + 5 年）。

N子：かなり低税率で良いですね！

加藤：はい。既存会社の場合、期間は 5 年間で、ティア 1 は税率 5%（付加価値所得に対して）、ティア 2 は 10%（付加価値所得に対して）となります。

N子：なるほど。

加藤：軽減税率適用の対象となる所得は、サービス所得及びサービス・トレーディング所得です。

N子：はい。

加藤：適格サービスは、以下の 3 つ

地域損益 / ビジネス管理ユニット；

戦略的事業計画；

企業開発；

加藤：および、以下の中から 2 つのアクティビティを行う必要があります。

戦略的サービス；

ビジネスサービス；

シェアードサービス；

その他の財務大臣が認めるサービス。

N子：なるほど。

加藤：また、結果的にインセンティブをエンジョイできるかどうかは、以下の数値等について結果ベースで判断されます。

年間営業支出；

高価値正社員；

最低月給 RM35,000 の C スイート；

現地付帯サービス；

高等教育機関/TVET との連携；

マレーシア人学生・市民向け研修；

環境、社会、ガバナンス (ESG) 要素；

その他財務大臣が定める条件。



N 子：結果ベースの数字で判断という事ですね。

加藤：また、上述の法人税に関する軽減税率だけではなく、以下の個人所得税に関するインセンティブも享受する事ができます。

当該インセンティブが承認された新会社に対し一連続した3年間、15%の個人所得税率を適用
一月給 RM35,000 以上の C スイートキーポジションを保持する3人の外国人に制限

N 子：なるほど。

加藤：2023年10月14日から2027年12月31日までに MIDA が受理した申請が対象となります。但し、以上はバジェットスピーチの内容ですが、実際に法律はまだ成立しておらず、ガイドライン等による詳細も不明です。

N 子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369



香港のドローン事情と九龍城

香港マイツビジネスコンサルティング

ビクトリアハーバーで毎夜 20 時から開催されている光と音楽のショー「シンフォニー・オブ・ライツ」に、2024年5月からイベント等の特別な日に合わせて、花火やドローンショーの演出が加わりました。初回は5月1日（水）のメーデー（労働節）の祝日に合わせて、さっそく花火のショーが開催されました。当日は連休初日とあって観光客も多かったのですが、あいにくの天候で夜景も花火もあまりはっきりと見えなかったのが残念でした。そして5月11日（土）には長州島の饅頭節をメインテーマとしたドローンショーが行われました。使用されたドローンは約 1000 機以上で、こちらは花火よりも緻密でカラフルなデザインが次々と夜空に浮かび上がりました。観客からの反響も非常によく、10 分程度のショーでは物足りないという声も上がったようです。引き続き今後の開催がとも期待されています。次回6月10日（月）は、端午節とドラゴンボートレースがテーマとなる予定です。

香港で花火といえばこれまで返還記念日、国慶節、新年、旧正月など、お祝いのイベントに合わせて盛大に行われていました。ドローンは、今回に先立って1月28日の春節にもショーが行われていました。近年こういったドローンショーは、中国本土のイベントにおいても頻繁に行われるようになってきており、各地方の観光地で開催される観光客向けイベントの一環としてドローンショーが多く取り入れられています。

このように近年ドローンはますます身近になり、一般市民にも手軽に扱えるようになりました。香港では2022年6月1日よりドローン法（小型無人航空機令、SUA 令）によりドローンの扱いが規制されています。もし 250g 以上のドローンを飛ばすなら、民間航空局（民航處／Civil Aviation Department）への登録が

必要です。香港のドローンは重量により 3 つに分類されており、それぞれのカテゴリで必要要件が異なります。

＜カテゴリA1＞

250g 未満・・特別な登録は不要、ただし高度制限は 100ft（30m）、速度制限は 2 km/h です。

＜カテゴリA2＞

250g～7 kg・・Web システム（eSUA）で登録が必要、登録後ステッカーを機体に貼ります。

高度制限は 300ft（90m）、リモートパイロットの登録も必要です。

＜カテゴリB＞

7 kg 以上・・リモートパイロットのトレーニングが必要、必要操作の前に CAD から許可が必要、ドローン保険への加入が必要です。

ドローン法には細かいルールが定められており、例えば「ドローンの飛行は気象が良い中での日中のみ」と決められています。そして大都会の香港で必ず把握しておくべきなのが飛行禁止区域です。

禁止区域

- ・香港国際空港から 5 km 圏内エリア
- ・北ランタオ島の沿岸地域
- ・大欖涌から荃湾、青衣島までの沿岸地域
- ・ビクトリアハーバー及びその沿岸地域

また、上記エリアに限らず人口密度が高く混雑した場所や、万が一衝突して破損させた場合に安全が損なわれる設備があるエリアの上空とその付近、香港ディズニーランドを含む竹篙灣（ペニーズベイ）の指定区域では飛行が禁止されています。最新の禁止区域はウェブ上で随時確認できるようになっています。



ドローンを登録するには 18 歳以上の個人、団体、法人・非法人である必要があります。未成年の場合は保護者が登録することも可能です。登録料は 2022 年 6 月 1 日より 3 年間は無料のため 2024 年 5 月現在も無料です。香港在住の日本人はもちろん、日本から旅行で香港を訪れる観光客でも登録は可能です。夜景に、自然に、ビル群の摩天楼など、魅力的な景色がたくさん詰まった香港は、ドローンでの撮影にぴったりでしょう。

さて、香港で現在とても人気のある最新映画「九龍城寨之圍城 Twilight of the Warriors, Walled In」をご紹介します。鄭保瑞監督の最新作で、小説と漫画の原作から映画化され豪華俳優陣が名を連ねています。今は取り壊されましたが、香港に実在した無法地帯である九龍城砦（正式名称：九龍寨城）が舞台となっていて、映像技術で再現された九龍城砦の内部がリアルだと話題になっています。九龍城砦は巨大スラムの一方で、被写体として多くの芸術家を魅了し、取り壊された今も当時の写真や映像作品は貴重な記録として残されています。

九龍寨城は複雑な歴史的背景によって巨大スラムになりました。宋の時代、香港周辺に出没する海賊に対処するため軍事要塞が造られたのが始まりです。1898 年にイギリスが清朝から新界などを租借した際に、この軍事要塞は租借条約から除外され、清朝の飛び地となりました。清朝の役人が常駐していたところ、お祝いで鳴らした爆竹がイギリスの軍事活動を妨げたと見なされ、役人は追放されます。しかしイギリスが管理することも条約違反となるため放置され、大陸では内戦により清朝が終わりますが、1912 年に樹立した中華民国によっても要塞の管理はされませんでした。さらに日本による占領時代には、空港の拡張工事のため城壁が取り壊されました。再度香港がイギリスの植民地になった頃には、国共内戦で大陸からの難民が押し寄せ人口密度の高い巨大なスラムへ化しました。返還前に香港政府は九龍寨城の取り壊しを決定し、

現在その跡地は資料館を有した公園に整備され市民の憩いの場となっています。乗り換えを促進しており、自家用車の初回登録税は減免措置が適用されています。

日本のような消費税が無く、所得税も低いので、香港政府の歳入が少ないと思いがちですが、政府の歳入内訳をみると、事業所得税、給与所得税の他、投資収入、土地収入、印紙税、その他となっており、投資や土地収入も財源となっていることが伺えます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>



注意喚起！中国駐在員の個人所得税や、 社会保険にかかる規定及び実務的な留意 事項、実務運用

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2019年1月に個人所得税法ⁱ（以下「改正法」と表記）が改正され、早や6年目に入りました。改正法には多くの抜本的な変更項目もあり、特に外国籍人員に対しては免税手当の優遇政策の2027年末迄の再延長ⁱⁱや、課税所得の範囲にかかる所謂「(旧5年ルールから)6年ルール」への変更並びに起算年度のリセットなど、複数の移行措置が設けられています。特に後者の「6年ルール」は、本年が移行措置の最終年度となっており、留意が必要です。

また、実務運用に未だ地域差のある外国籍人員の中国社会保険の強制加入についても、税務当局にも関連する手続きの変更事項が生じており、上海市や大連地域など、強制加入が徹底されていない地域では注意を要します。したがって、本稿ではこれらの重要事項にかかる解説と注意喚起を行うとともに、中国全土に拠点を有するマイツグループとして、社会保険の納付にかかる各拠点の状況もあわせて補足的にお伝えします。

1. 個人所得税の「6年ルール」への対応

まず、外国籍駐在員が中国で個人所得税を納税する際の、課税所得の範囲を説明します。

駐在初年度は中国滞在日数が満183日以上か未満で中国税法上の居住者か非居住者を判定ⁱⁱⁱし、それぞれの課税所得の範囲や納税方式に沿って納税します。同時に、日本人駐在員であれば183日を基準に、右表に則り、課税所得の範囲を確定します^{iv}。

通常、外国籍人員は「住所のない」居住者となります。同じ居住者でも「住所のある」中国籍

人員とは異なり全世界所得に対してではなく、居住者となった当初の6年間は中国国外所得かつ国外払いに対しては、免税措置が享受できます。これが所謂「6年ルール」と呼ばれる優遇措置です。さらに当該居住年数が6年以内であれば、一年度内において、1回30日を超える（以下「1回31日以上（日本語）」と表記）出国によりそれまでの累積居住年数がリセットされ、同年から新たに居住年数のカウントを開始する、タックスブレイクも認められています^v。

また、改正法の施行に伴う財政部・税務総局公告2019年第34号（以下「34号公告」と表記）^{vi}により、2018年以前の居住年数がリセットされ、2019年からのゼロスタートとなりましたが、2024年はすでに「6年ルール」の最終年です。このため、居住年数が6年目に該当する外国籍駐在員は、この「タックスブレイク」の措置を講じなければ翌年以降、全世界所得に対し課税されるため、注意が必要です。

※租税条約の適用がない場合は183日が90日になる

【変更後】	国内所得		国外所得	
	国内支払	国外支払	国内支払	国外支払
<183日	課税	免税	不課税	不課税
183日<1年	課税	課税	課税	免税
1年<6年	課税	課税	課税	免税
≥6年	課税	課税	課税	課税

【高菅人員 (総経理など)】	国内所得		国外所得	
	国内支払	国外支払	国内支払	国外支払
<183日	課税	免税	課税	不課税
183日<1年	課税	課税	課税	免税
1年<6年	課税	課税	課税	免税
≥6年	課税	課税	課税	課税

補足解説：中国税法上の「3種類の日数」

下記①～③の通り、それぞれ定義が異なりますので、タックスブレイクのための「1回31日以上（日本語）」のカウントは、「出国日の翌日起算、入国日の前日満了」との余裕を持たせた運用が望ましいと考えます。

①居住日数：

入出国日（中国滞在が24時間に満たない日）はそれぞれ居住日数としてカウントしない（34号公告）

②滞在日数：

（租税条約の恒久的施設条項において）一方の締結国の居住者が任意の12か月に他方の締結国に連続あるいは累計で183日を超えて滞在する（国税発[2010]75号^{vii}）

③国内勤務年数：

入出国日とともに0.5日とカウントする（財政部・税務総局 2019年第35号^{viii}）

2. 外国籍人員の中国社会保险の加入にかかる

上海地域の注意すべき変更点

2011年に最上位法である主席令の「社会保险法」および補充規定^{viii}が施行され、原則、外国籍人員に対する中国社会保险の強制加入が求められています。しかし下述の通り、現時点でも大連など実質的な任意適用が容認されている地域も存在します。

上海市の場合、過去には地方法規を根拠として任意適用を容認していましたが、当該法規は2021年8月にすでに失効しています。一方で、当局の実務運用では強制適用の断行や違反に対する罰則化を必ずしも進めているとはいえず、外国籍駐在員の社会保险料を納付しない事例も確かに見受けられる状況です。

しかし、上海市も他地域と同様に、国家税務総局、上海市税務局ほかによる連名公告 2023年第2号^{ix}により、2023年12月1日より、雇用者（すなわち現地法人）と個人にかかる社会保险料の申告部門が、従来の人力社会資源局から税務局に変更済みであり、これにより個人所得税と社会保险料の納付実績の紐づけが従来以上に容易に

なっています。現時点かつマイツグループが知る限りでは、外国籍人員の社会保险料の未納に対する摘発や処罰の事例を聞き及んではないものの、今後、**もし運用強化が図られた場合、例えば、工作許可証の取得日/更新日に遡及した社会保险料の納付並びに罰金の徴収が求められる可能性も排除できないため、留意が必要です。**さらに、任意適用が容認されている他地域においても同様の公告が公布済みであり、注意を要します^x。

中国社会保险の各地の運用

マイツグループの中国拠点地域において、未だ外国籍人員に対する中国社会保险への強制加入が徹底されていない地域として、**瀋陽、大連及び上海**が挙げられます。

一方、強制適用が求められる地域では、日中社会保障協定に則り、養老年金部分の納付が免除されますので、確実な手続きの実施が望まれます。また現在、強制加入が徹底されていない地域においても、今後の実務運用の注視と適宜、適切な対応が必要です。

3. 留意事項

もしタックスブレイクを実施せず、中国での課税所得が全世界所得となった場合、例えば、日本の不動産所得などが発生すれば日本でも非居住者として源泉課税され、日中で二重課税になります。この場合、中国側では外国税額控除の制度は存在するものの、実務的に見た場合、外国籍人員への適用ハードルは極めて高いと考えます。また中国で退職を迎えた場合、日本本社支給の退職金も全世界所得に対して課税する建付けであり、中国税法上、日本の全て勤務期間が課税対象範囲となるため、もし原則的に課税されれば非常に税負担が重くなります。このため、出来る限り、タックスブレイクの活用をお勧めします。

なお、中国マイツグループが個人所得税の納税代行を実施しているケースでは、すでに申告データの分析と統計を行っており、対象となる可能性があるお客様には、個別に注意喚起の対応を予定していますので、あわせて、そちらもご確認いただければと思います。

また、中国の社会保険制度は「外国籍人員にも強制加入」との原則とは異なる実務運用を容認していると推測される（上述のような）地域では、外国籍人員が社会保険に未加入の場合、改めて、未納付状態での潜在リスクを踏まえ、関連情報の収集とともに、適宜、自主納付との選択も含めた今後の検討と対応が求められると言えるでしょう。

- i 原文は下記 URL の通り。URL: [中华人民共和国个人所得税法 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- ii 詳細は、上海通信【2023 年 9 月増刊号】等を参照のこと。また、マイツグループのニューズレターは右記 URL を参照のこと。URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)
- iii 個人所得税法(第 1 条)等を参照のこと。
- iv 同表は、個人所得税法实施条例、財政部・税務総局公告 2019 年第 34 号、同第 35 号及び日中租税条約等に基づく。
- v 個人所得税法实施条例(第 4 条)の原文は下記 URL の通り。URL: [中华人民共和国国务院令\(第 707 号\)中华人民共和国个人所得税法实施条例 中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)
- vi 原文は右記 URL の通り。URL: [国家税务总局政策法规库 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- vii 原文は右記 URL の通り。URL: [11529746.pdf \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- viii 社会保険法及び補充規定、並びに後述の上海市の地方法規の状況は JP マイツ通信【2021 年 9 月号】を参照のこと。
- ix 原文は右記 URL の通り。URL: [关于优化调整社会保险费申报缴纳流程的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- xx 例えば、遼寧省で 2024 年 1 月開始として同種の地方法規が公布済。原文は下記 URL の通り。URL: [国家税务总局辽宁省税务局 政策法规库关于优化调整用人单位社会保险费申报缴纳流程的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

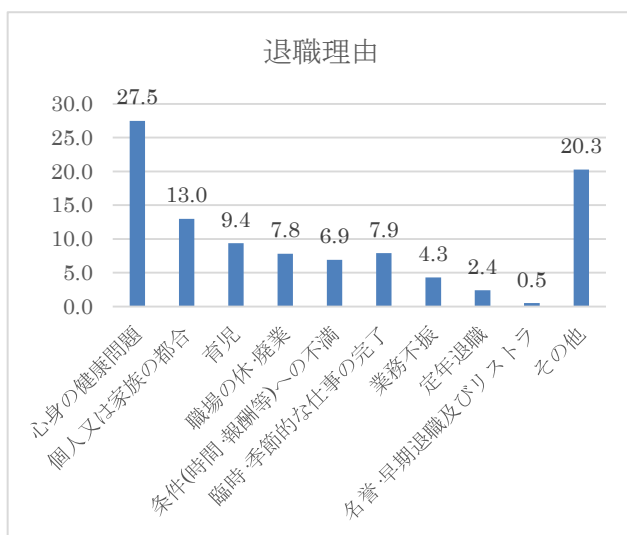
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

～日本語で読める韓国「最新経済情勢」
「最新人事・労務・労働市場情報」「新規
進出企業のためになる情報」～
【韓国の退職及び転職状況】

スターシアグループ（マイツグループ中国・アジア進出
支援機構支援メンバー）
公認会計士 申原 侑祐氏

近年、過去のように会社員が、新卒での入社から引退まで同じ会社で働くケースは少なくなっており、退職もしくは転職を経験した人が多くなっています。実際に、韓国では、統計庁によって行われた直近1年間の転職経験及び転職回数調査によると、直近1年間で転職を行った人の割合が、2019年が8.0%に対して、2022年には11.4%と、3.4%増加しています。その中でも、30代の転職経験率が一番多く、14.5%となっています。

統計庁により行われた調査によると、退職(転職も含む)理由(2023年)の比率は下記表の通りです。

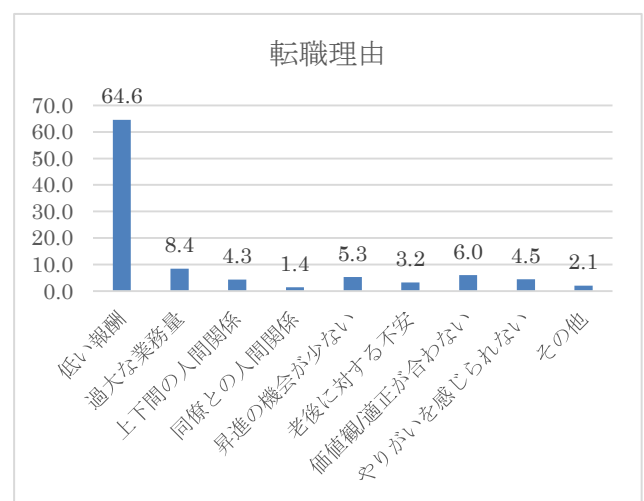


(統計庁「過去の退職・転職理由」)

上記によると、退職(転職者含む)理由の約4分の1が、心身の健康問題のためであり、続いて

個人又は家族の都合、その次に育児となっています。全体の退職理由の比率を男女で分けると、退職理由として最も多い心身の健康問題は、

男性:41.3% 女性:22.6%で、男性の割合が2倍ほど多くなっています。個人又は家族の都合は、男性:8.1% 女性:14.7%、育児は、男性:2.4% 女性:12.0%と、女性の割合が多くなっています。また、統計庁により行われた調査によると、転職理由(2023年)の比率は下記表の通りです。



(統計庁「転職意向、分野及び理由」)

上記の通り、転職の理由として、低い報酬の割合が圧倒的に多く占めており、続いて過大な業務量、その次に価値観/適正が合わないとなっています。転職理由については、男女間での著しい割合の差はなく、近年の物価上昇や経済状況の悪化等により、人々の生活が苦しくなり、報酬のために転職をする人が増加していることが予想されます。

また、韓国では、1年以上勤務した職員に対する退職金の支払いが法律で義務づけられており、自己都合による退職かどうかに関わらず、退職金が満額支払われるため、転職に対するハードルが日本よりも低いことが考えられます。

企業側では、活発な人材の入れ替わりにより、人材の採用、確保及び管理が、年々難しくなっ

てきていますが、上記が少しでも参考になれば
と思います。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援
メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国
企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っ
ております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアッ
プ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、
FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系
企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp